

# 四半期報告書

(第62期第3四半期)

自 2019年10月1日

至 2019年12月31日

**口-△株式会社**

京都市右京区西院溝崎町21番地

(E01953)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

### 第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	11

#### 2 役員の状況

### 第4 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月6日
【四半期会計期間】	第62期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	ローム株式会社
【英訳名】	ROHM COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤原 忠信
【本店の所在の場所】	京都市右京区西院溝崎町21番地
【電話番号】	(075) 311-2121 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 財務担当兼経理本部長 上原 邦生
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区西院溝崎町21番地
【電話番号】	(075) 311-2121 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 財務担当兼経理本部長 上原 邦生
【縦覧に供する場所】	(株)東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第3四半期連結 累計期間	第62期 第3四半期連結 累計期間	第61期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	310,679	279,188	398,989
経常利益 (百万円)	59,875	28,673	64,689
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	43,423	21,485	45,441
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	35,833	21,234	45,507
純資産額 (百万円)	757,081	755,388	766,754
総資産額 (百万円)	851,384	887,373	874,427
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	411.36	206.12	431.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	200.37	—
自己資本比率 (%)	88.9	85.1	87.6

回次	第61期 第3四半期連結 会計期間	第62期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	118.53	74.85

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第61期第3四半期連結累計期間及び第61期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

##### 業績の全般的概況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米中貿易摩擦や中国の景気減速による影響などにより総じて減速傾向となりました。地域別では、米国は企業の設備投資が抑制傾向をたどりましたが、個人消費は堅調な水準を維持し、回復傾向を維持しました。中国では、個人消費や工業生産、設備投資等の伸びが鈍化し厳しい状況が続きました。ヨーロッパやアジア各国では、政治不安や中国における景気減速の影響等を受け、停滞が続きました。日本においては、中国やヨーロッパなど向けの輸出が減少傾向となり、鉱工業生産も減少傾向が続くなど、景気の回復は鈍化傾向となりました。

エレクトロニクス業界におきまして、自動車関連市場では、「安全」、「環境」などに対するニーズの高まりからエレクトロニクス製品の実装率の向上が続きましたが、中国やインドでの自動車販売台数悪化が長引くなど、全体としては厳しい状況となりました。産業機器関連市場では、工作機械受注の落ち込みが続き低迷が続きました。民生機器関連市場では、市況悪化の影響を受け需要が低迷しました。こうした状況を受け、半導体をはじめとする電子部品市場は、厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、ロームグループにおきましては、従来に引き続き、中長期的に成長が期待される自動車関連市場や産業機器関連市場などへの製品ラインアップの強化と、中国市場での販売体制の強化を進めました。また、「アナログ」、「パワー」及び「スタンダードプロダクツ」など、ロームグループが強みを持つ技術領域を中心とした新製品・新技術の開発に取り組むと共に、顧客へのシステムソリューション提案など技術サポート体制を整えました。生産面においても、引き続きRPS活動(※1)を推進し、先進の品質管理体制の構築やスマートファクトリー(※2)化の推進などの「生産革新」を継続して進め、加えて安定供給体制強化や生産効率改善のための工場の一元管理化などに取り組みました。さらに、新製品であるSiCデバイス(※3)の専用工場の建設を進めるなど中長期的な生産能力増強の為の設備投資を進めました。

このような状況のもと、当第3四半期連結累計期間の売上高は民生機器関連市場及び産業機器関連市場を中心に減少し、前年同期比10.1%減の2,791億8千8百万円となりました。

営業利益は売上高の減少に加え、固定費負担率の上昇などにより前年同期比48.9%減の262億5千7百万円となり、当第3四半期連結累計期間の営業利益率は前第3四半期連結累計期間の16.5%から9.4%に低下しました。

経常利益につきましては、営業利益の減少に加え、前年同期の為替差益の発生とは異なり為替差損が発生したことにより前年同期比52.1%減の286億7千3百万円となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益は、主に経常利益が減少したことにより前年同期比50.5%減の214億8千5百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当第3四半期連結累計期間のEBITDA(※4)は前年同期比30.4%減の586億7千5百万円となりました。

#### ※1. RPS (Rohm Production System) 活動

ロームグループの各生産拠点で進めている生産改善活動で、より高品質なモノづくりを進めるとともにリードタイムの短縮や在庫など、あらゆるムダを徹底的に排除する活動。段違い(ダントツ)の高効率、高品質生産体制を構築することで利益体質の強化を図る。

#### ※2. スマートファクトリー

生産設備などをネットワークで相互に接続し、より高度な品質改善や、生産効率の改善を進めた製造工場のこと。

#### ※3. SiC (炭化ケイ素) デバイス

Si (ケイ素) とC (炭素) で構成される化合物半導体デバイス。従来用いられているSi (ケイ素) と比べて、さらに高耐圧、低オン抵抗、高速動作の特長を持ち、電力変換効率を飛躍的に改善できる。また、高温でも安定して動作するという特長も持つ。

#### ※4. EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)

税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業等の収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

## 業績のセグメント別概況

### < L S I >

当第3四半期連結累計期間の売上高は1,310億9千9百万円（前年同期比8.5%減）、セグメント利益は106億2千万円（前年同期比36.7%減）となりました。

自動車関連市場につきましては、xEV（※5）向けの絶縁ゲートドライバIC（※6）や、カーボディやADAS分野向けの各種電源ICなどが売上を伸ばしましたが、インフォテインメント向けの各種ドライバICなどの売上は減少しました。産業機器関連市場につきましては、FA関連市場向けなどで売上が減少しました。民生機器関連市場につきましては、スマートフォンや事務機向けのほか、TVなどのAV機器向けなど総じて厳しい状況となりました。

#### ※5. xEV

電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）など電力を駆動力として使用する各種自動車の総称。

#### ※6. 絶縁ゲートドライバIC

SiCやIGBT（※7）などのパワー半導体を駆動させるためのICで、絶縁素子を内蔵することにより人体・システム保護に必須の絶縁用外付け部品を不要にした。

#### ※7. IGBT（Insulated Gate Bipolar Transistor=絶縁ゲート型バイポーラトランジスタ）

MOSFETとバイポーラトランジスタを複合化したトランジスタで、低オン抵抗と比較的速いスイッチング特性の両方を備えており、現在、大電力を電圧制御する分野で幅広く使用される。

### < 半導体素子 >

当第3四半期連結累計期間の売上高は1,057億9千4百万円（前年同期比10.2%減）、セグメント利益は97億1千4百万円（前年同期比63.1%減）となりました。

トランジスタとダイオードにつきましては、パワートレインやカーボディなど自動車の電装化の進展に伴う分野については採用が増加しましたが、インフォテインメント向けの売上は減少し、産業機器関連市場向けや民生機器関連市場向けについても厳しい状況が続きました。パワーデバイス部門につきましては、IGBTは売上を伸ばしましたが、SiCについては市場調整の影響を受けました。また、発光ダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けに加えて産業機器関連市場向けの売上も減少しました。半導体レーザにつきましても、民生機器関連市場向けを中心に売上が減少しました。

### < モジュール >

当第3四半期連結累計期間の売上高は267億9千1百万円（前年同期比16.8%減）、セグメント利益は34億3千1百万円（前年同期比35.8%減）となりました。

プリントヘッドにつきましては、決済端末向けなどで売上が減少しました。オプティカルモジュールにつきましては、自動車向けはLEDモジュールが売上を伸ばしましたが、スマートフォン向けはセンサモジュールの売上が減少しました。

### < その他 >

当第3四半期連結累計期間の売上高は155億2百万円（前年同期比11.3%減）、セグメント利益は15億5千3百万円（前年同期比53.9%減）となりました。

抵抗器につきましては、自動車関連市場や民生機器関連市場向けなどで売上が減少しました。タンタルコンデンサにつきましては、PC向けなどで売上が減少しました。

なお、上記「業績のセグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態といたしましては、総資産は、前連結会計年度末に比べ129億4千6百万円増加し、8,873億7千3百万円となりました。主な要因といたしましては、現金及び預金が412億8千3百万円、のれんが14億6千6百万円、それぞれ増加した一方、たな卸資産が89億8千2百万円、投資有価証券が66億5千1百万円、有形固定資産が65億5千5百万円、それぞれ減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ243億1千2百万円増加し、1,319億8千5百万円となりました。主な要因といたしましては、社債が409億8千5百万円増加した一方、未払金が94億5千3百万円、流動負債のその他が49億3千9百万円（うち、未払費用が53億5千3百万円）、未払法人税等が48億1千3百万円、それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ113億6千6百万円減少し、7,553億8千8百万円となりました。主な要因といたしましては、自己株式の取得により168億9千7百万円減少した一方、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等により利益剰余金が58億1千1百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の87.6%から85.1%に低下しました。

## (3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、以下のとおりであります。

### 基本方針

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、さらなる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様へ委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相応な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

## (5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、248億4千5百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## (6) 主要な設備

前連結会計年度末に計画中であった設備の新設、改修等に係る当連結会計年度の投資予定額は590億円でありましたが、第2四半期連結会計期間末において見直しを行い、半導体素子部門用設備を中心に減額し、500億円に修正しております。なお、その所要資金につきましては、自己資金を充当する予定であります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数（株） (2019年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2020年2月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	110,000,000	110,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	110,000,000	110,000,000	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（2019年12月5日発行）

決議年月日	2019年11月19日
新株予約権の数（個）※	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 （株）※	普通株式 2,942,691（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	13,593（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年12月19日 至 2024年11月21日 （新株予約権の行使のために本社債が預託された場所 における現地時間）（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 13,593 資本組入額 6,797（注）4
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付さ れたものであり、本社債からの分離譲渡はできませ ん。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項 ※	（注）6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容 及び価額 ※	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権 に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額 は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高（百万円）※	40,985

※ 新株予約権付社債の発行時（2019年12月5日）における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記2. 記載の転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行いません。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2) 各本新株予約権の行使時の払込金額（以下、「転換価額」という）は、当初13,593円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\begin{array}{rcc}
 \text{調整後} & & \text{調整前} \\
 \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \\
 & & \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}
 \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. (1) 本新株予約権を行使することができる期間は、2019年12月19日から2024年11月21日まで（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とします。但し、①本新株予約権の行使に係る預託に伴い本新株予約権付社債を取得又は当社の判断により残存する本新株予約権付社債を取得する場合は、本社債が消却される時まで、②クリーンアップ条項又は税制変更による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日（以下に定義する。）が償還日の東京における2営業日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、③組織再編等、上場廃止等又はスクイーズアウトによる本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、④本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。

上記いずれの場合も、2024年11月21日（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使に係る預託（以下に定義する。）に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日（以下に定義する。）（同日を含まない。）から行使取得日（同日を含む。）までの間は、本新株予約権の行使に係る預託の対象となる当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできません。さらに、当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2024年9月5日（同日を含まない。）から取得期日（以下に定義する。）（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできません。また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年9月5日（同日を含む。）までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2024年9月6日（同日を含む。）以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

さらに、預託日が2024年9月5日（同日を含む。）までの日である場合には、①クリーンアップ条項若しくは税制変更による繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までの間（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）又は組織再編等、上場廃止等若しくはスクイーズアウトによる繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における

3営業日後の日（同日を含まない。）から償還日（同日を含む。）までの間は、本新株予約権を行使することはできません。

また、預託日が2024年9月6日（同日を含む。）以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

「行使取得日」とは、本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託の対象となる本新株予約権に関する預託日が、本新株予約権を行使することができる期間内で、かつ、2024年9月5日（同日を含む。）までの日である場合、かかる預託日から35暦日後の日をいいます。

「預託日」とは、支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類の預託がなされ、かつ、その他行使請求に必要な条件（下記5. 記載の条件を含む。）が満足された日をいいます。また、行使請求に必要な条件が満足された場合における行使請求に必要な書類の預託を、「本新株予約権の行使に係る預託」といいます。

「取得期日」とは、2024年11月14日をいいます。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいいます。

- (2)本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託の対象となる本新株予約権に関する預託日が、上記(1)記載の期間内で、かつ、2024年9月5日（同日を含む。）までの日である場合、当社は、かかる預託日から35暦日後の日（以下「行使取得日」という。）に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産（以下に定義する。）を交付するものとします。

「行使取得交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(I)本社債の額面金額相当額の金銭及び(II)行使取得転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり行使取得平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいいます。

「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の2取引日後の日（同日を含む。）に始まる10連続取引日（以下「行使取得関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいいます。本新株予約権付社債の要項に従い、上記2.(3)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整されるものとします。

「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいいます。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{行使取得最終日転換価額}} \times \text{1株当たり行使取得平均VWAP}$$

上記算式において「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいいます。本新株予約権付社債の要項に従い、上記2.(3)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整されるものとします。

- (3)当社は、2023年12月5日から2024年8月23日までの間、いつでも、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、2024年11月14日（以下「取得期日」という。）現在残存する本新株予約権付社債

の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（かかる通知は取り消すことができない。）（以下「取得通知」という。）することができるものとします。

当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付するものとします。

当社による本(3)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とするものとします。

また、当社がクリーンアップ条項若しくは税制変更による繰上償還の規定に従った繰上償還の通知を行った場合、組織再編等若しくはスクイーズアウトによる繰上償還の規定に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上場廃止等による繰上償還の規定において規定される事由が発生した場合、当社は、以後本(3)に基づく取得通知を行うことはできないものとします。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(Ⅰ)本社債の額面金額相当額の金銭及び(Ⅱ)転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいいます。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日の35取引日前の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいいます。当該20連続取引日中に上記2.(3)記載の転換価値の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、1株当たり平均VWAPも適宜調整されるものとします。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいいます。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価値}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価値」とは、取得期日の35取引日前の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価値をいいます。

- (4)当社は、上記(2)又は(3)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却します。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合（疑義を避けるために付言すると、上記2.(2)の規定が適用される場合は含まれない。）における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
5. (1)各本新株予約権の一部行使はできません。
- (2)2024年9月5日（同日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価値に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）を超えた場合に限って、翌四半期の初日（但し、2019年10月1日に開始する四半期に関しては、2019年12月19日）から末日（但し、2024年7月1日に開始する四半期に関しては、2024年9月5日）までの期間において、本新株予約権を行使することができます。

期間	転換制限水準
2023年9月30日（同日を含む。）までに終了する各四半期	150%
2023年12月31日（同日を含む。）以降に終了する各四半期	130%

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含みません。

但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が生じた場合における④の期間は適用されません。なお、疑義を避けるために付言すると、これらの期間においても、下記(3)の条件に服します。

- ①株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）により当社に付与される長期発行体格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はJCRにより当社に付与される発行体格付が付与されなくなった期間
- ②当社が、本新株予約権付社債権者及び本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記3. 記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

④パリティ事由が生じた場合において、当該パリティ事由に係る発行会社通知日（以下に定義する。）の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間「パリティ事由」とは、参照期間（ある通知日（以下に定義する。）からロンドン及び東京における3営業日後の日から起算して、ロンドン及び東京における10連続営業日の期間をいう。）において、通算してロンドン及び東京における5営業日以上（i）本新株予約権付社債についての気配値が入手できない営業日及び/又は（ii）本新株予約権付社債についての気配値が当該日におけるクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の97%を下回る営業日があると、計算代理人が決定した場合をいいます。計算代理人の決定後、当社はかかる計算代理人の決定について本新株予約権付社債権者及び受託会社に通知を行います。かかる通知が行われた日を「発行会社通知日」といいます。

「通知日」とは、本新株予約権付社債権者が、本新株予約権付社債の要項に従い、ロンドン及び東京における10連続営業日の期間（通知日に先立つロンドン及び東京における5営業日以内の日に終了するものに限る。）において、以下の(a)及び(b)（i）又は（ii）の条件を満たす日が、通算してロンドン及び東京における5営業日以上ある場合（以下「パリティ通知事由」という。）に、パリティ通知事由の発生に関する合理的な根拠となる証拠を添えて、当社及び計算代理人に対して書面で通知を行うことができますが、当該通知がなされた日又は通知がなされたものとみなされる日をいいます。上記の条件を満たすロンドン及び東京における営業日とは、(a)当該営業日の当社普通株式の終値が当該営業日において適用のある転換価額を下回らず、かつ、(b)少なくとも主要な金融機関3社に本新株予約権付社債の入札価格を要求した上で、（i）主要な金融機関1社が提示した入札価格（又は2若しくは3の入札価格を入手した場合、それらの平均値）が当該営業日におけるクロージング・パリティ価値の97%を下回る営業日、又は（ii）主要な金融機関が入札価格を提示せず、かつ、少なくとも主要な金融機関1社が入札価格を入手できないことを確認した営業日をいいます。

「クロージング・パリティ価値」とは、（I）1,000万円を当該日において適用のある転換価額を除して得られる数に、（II）当該日の当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいいます。

(3) 2024年9月5日（同日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当社普通株式の終値が当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限り、本新株予約権を行使することができます。

6. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとします。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従います。なお、転換価額は上記2. (3)と同様の調整に服します。

- (i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させます。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記3. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記5. (2)及び(3)と同様の制限を受けます。
- ⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得  
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得と同様に取得し、また、当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができます。
- ⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合（疑義を避けるために付言すると、上記2. (2)と同様の規定が適用される場合は含まれない。）における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- ⑨組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。
- ⑩その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	—	110,000	—	86,969	—	97,253

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 5,493,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 104,425,600	1,044,256	—
単元未満株式	普通株式 80,800	—	—
発行済株式総数	110,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,044,256	—

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ローム(株)	京都市右京区西院 溝崎町21番地	5,493,600	—	5,493,600	4.99
計	—	5,493,600	—	5,493,600	4.99

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は7,373,283株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、6.70%）であります。

## 2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

なお、当社では取締役会の機能を補完し、迅速かつ機動的な経営体制を構築するため、2019年9月に執行役員制度を導入しております。

### 役職の変動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役社長（代表取締役） 社長執行役員	取締役社長（代表取締役）	藤原 忠信	2019年9月11日
取締役 専務執行役員 事業・戦略担当	専務取締役 事業・戦略担当	東 克己	2019年9月11日
取締役 常務執行役員 品質・安全・生産担当	取締役 WP生産本部長	松本 功	2019年9月11日
取締役 上席執行役員 管理本部長、CSR本部長	取締役 管理本部長、CSR本部長	山崎 雅彦	2019年9月11日
取締役 上席執行役員 システムソリューション 開発本部長	取締役 システムソリューション 開発本部長	末永 良明	2019年9月11日
取締役 上席執行役員 財務担当兼経理本部長	取締役 経理本部長	上原 邦生	2019年9月11日
取締役 上席執行役員 LSI開発本部長	取締役 LSI開発本部長	立石 哲夫	2019年9月11日

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	268,254	309,537
受取手形及び売掛金	84,021	82,984
電子記録債権	5,833	5,936
有価証券	21,491	16,415
商品及び製品	30,261	24,543
仕掛品	56,592	50,430
原材料及び貯蔵品	34,114	37,011
未収還付法人税等	481	754
その他	10,022	10,487
貸倒引当金	△69	△83
流動資産合計	511,002	538,017
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	241,973	244,596
機械装置及び運搬具	583,154	592,692
工具、器具及び備品	52,053	52,085
土地	66,973	66,871
建設仮勘定	22,334	22,455
その他	—	3,913
減価償却累計額	△714,844	△737,525
有形固定資産合計	251,645	245,090
無形固定資産		
のれん	—	1,466
その他	4,097	3,161
無形固定資産合計	4,097	4,628
投資その他の資産		
投資有価証券	87,683	81,032
退職給付に係る資産	1,772	2,159
繰延税金資産	6,717	5,853
その他	12,212	10,665
貸倒引当金	△703	△73
投資その他の資産合計	107,682	99,637
固定資産合計	363,425	349,355
資産合計	874,427	887,373

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,873	11,467
電子記録債務	4,252	3,482
未払金	26,453	17,000
未払法人税等	8,137	3,324
その他	25,457	20,518
流動負債合計	76,174	55,793
固定負債		
社債	—	40,985
繰延税金負債	19,964	22,451
退職給付に係る負債	10,688	10,877
その他	845	1,877
固定負債合計	31,499	76,191
負債合計	107,673	131,985
純資産の部		
株主資本		
資本金	86,969	86,969
資本剰余金	102,403	102,403
利益剰余金	634,606	640,417
自己株式	△47,430	△64,327
株主資本合計	776,549	765,463
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28,850	30,127
為替換算調整勘定	△35,487	△36,949
退職給付に係る調整累計額	△3,645	△3,737
その他の包括利益累計額合計	△10,282	△10,559
非支配株主持分	487	484
純資産合計	766,754	755,388
負債純資産合計	874,427	887,373

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	310,679	279,188
売上原価	193,659	191,753
売上総利益	117,019	87,435
販売費及び一般管理費	65,636	61,177
営業利益	51,383	26,257
営業外収益		
受取利息	2,727	2,933
受取配当金	973	1,002
為替差益	4,729	—
その他	927	1,126
営業外収益合計	9,357	5,062
営業外費用		
為替差損	—	2,215
和解金	841	162
その他	23	268
営業外費用合計	865	2,646
経常利益	59,875	28,673
特別利益		
固定資産売却益	128	303
投資有価証券売却益	—	4,369
特別利益合計	128	4,673
特別損失		
固定資産売却損	42	58
固定資産廃棄損	83	156
減損損失	638	107
投資有価証券売却損	—	27
投資有価証券評価損	5	32
事業整理損	259	—
特別退職金	212	620
特別損失合計	1,240	1,003
税金等調整前四半期純利益	58,763	32,343
法人税、住民税及び事業税	14,873	7,960
法人税等調整額	444	2,878
法人税等合計	15,318	10,839
四半期純利益	43,444	21,503
非支配株主に帰属する四半期純利益	21	18
親会社株主に帰属する四半期純利益	43,423	21,485

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	43,444	21,503
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△11,004	1,277
為替換算調整勘定	2,885	△1,454
退職給付に係る調整額	507	△92
その他の包括利益合計	△7,611	△269
四半期包括利益	35,833	21,234
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	35,799	21,208
非支配株主に係る四半期包括利益	33	26

【注記事項】

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

米国を除く在外連結子会社では、第1四半期連結会計期間の期首からIFRS第16号「リース」(2016年1月13日)を適用しており、借手は原則として全てのリースを資産及び負債として認識しております。当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において、主に使用権資産(有形固定資産のその他)が3,913百万円、使用権資産の減価償却累計額(有形固定資産の減価償却累計額)が1,223百万円及びリース負債(流動及び固定負債のその他)が2,331百万円それぞれ増加しております。なお、従来無形固定資産のその他等に含めて記載しておりました土地使用権等484百万円につきましては、第1四半期連結会計期間より有形固定資産のその他及び減価償却累計額に含めて記載しております。また、当第3四半期連結累計期間の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	32,896百万円	32,418百万円
のれんの償却額	—	24

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,692	120.00	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金
2018年10月30日 取締役会	普通株式	7,933	75.00	2018年9月30日	2018年12月7日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は2018年10月30日開催の取締役会決議に基づき、自己株式1,267,000株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が9,999百万円増加しております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,837	75.00	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金
2019年10月31日 取締役会	普通株式	7,837	75.00	2019年9月30日	2019年12月6日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は2019年11月19日開催の取締役会決議に基づき、自己株式1,879,100株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が16,890百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	L S I	半導体 素子	モジュ ール	計				
売上高								
外部顧客への売上高	143,203	117,788	32,206	293,198	17,481	310,679	—	310,679
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,988	5,898	43	7,929	47	7,977	△7,977	—
計	145,191	123,686	32,249	301,127	17,529	318,657	△7,977	310,679
セグメント利益	16,788	26,354	5,341	48,484	3,371	51,856	△473	51,383

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抵抗器事業、タンタルコンデンサ事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△473百万円には、主にセグメントに帰属しない一般管理費△779百万円、セグメントには配賦しない決算調整額(退職給付費用の調整額等)306百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	L S I	半導体 素子	モジュ ール	計				
売上高								
外部顧客への売上高	131,099	105,794	26,791	263,685	15,502	279,188	—	279,188
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,473	4,305	—	5,779	46	5,825	△5,825	—
計	132,573	110,099	26,791	269,465	15,549	285,014	△5,825	279,188
セグメント利益	10,620	9,714	3,431	23,766	1,553	25,319	937	26,257

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抵抗器事業、タンタルコンデンサ事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額937百万円には、主にセグメントに帰属しない一般管理費△365百万円、セグメントには配賦しない決算調整額(退職給付費用の調整額等)1,302百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	411円36銭	206円12銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	43,423	21,485
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益 (百万円)	43,423	21,485
普通株式の期中平均株式数 (千株)	105,559	104,235
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	200円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	△10
(うち受取利息 (税額相当額控除後) (百万円))	(—)	(△10)
普通株式増加数 (千株)	—	2,942
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—	—

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

2019年10月31開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ① 中間配当による配当金の総額 7,837百万円
- ② 1株当たりの金額 75円
- ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2019年12月6日

(注) 2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対して支払います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月4日

ローム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴木 朋之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

上田 博規

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているローム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。